

万葉茶屋の事業者を募集します。

1. 募集目的

大衡村では、民間事業者との協働により公共施設の持続的な運営と維持管理を行うとともに、利用者が快適に利用できるように、また、公園等の魅力向上を図るため、万葉茶屋の事業者を募集します。

2. 対象施設

施設名	所在地
万葉茶屋	大衡村大衡字平林39-11

3. 施設概要

用途	木造：築33年（2024年時点） / 休憩所、売店、飲食店等
使用料	年間：60,000円
延床面積	204.54㎡
特徴	万葉茶屋は昭和万葉の森、大衡村ふるさと美術館に隣接する施設であり、休憩所として親しまれております。
営業可能時間	4月～10月：午前9時～午後4時30分 11月～3月：午後9時～午後4時00分 休園日：年末年始
アクセス	【自動車】東北自動車道 大衡ICから約7分 JR仙台駅から約50分、JR古川駅から約30分



4. 募集概要

- ①休憩所、売店、飲食店等としてテナントを使用すること。
- ②テナントの使用は昭和万葉の森の営業時間内とする。
- ③昭和万葉の森をはじめ周辺の景観を損なわないよう十分配慮して使用すること。
- ④昭和万葉の森をはじめ大衡村の観光PRに協力すること。
- ⑤この財産の使用料は、納入通知書に記載された期日までに納付すること。
- ⑥この財産の使用に関する光熱水費（電気、水道、下水道、暖房用燃料代）、清掃費及び修繕料等は原則使用者の負担とする。
- ⑦この財産の使用に当っては常に清掃等に努めること。（中庭等の除草含む。）
- ⑧この財産の使用に当っては、善良な管理者の注意を以って維持管理保全するものとし、現状を変更しようとするときは事前に文書を以って承認を得ること。
- ⑨この財産を第三者に使用させ、又は使用目的以外に使用しないこと。
- ⑩この財産の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければならないものとする。
- ⑪使用者は善良な管理の注意を怠り、又は不当に使用し、若しくは不可抗力、故意過失と認められる以外の理由でこの財産を亡失し、又は損傷した場合は、直ちに報告するものとし、現状を回復しその損害の賠償をしなければならない。
- ⑫公共又は公共用に供するために必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことができる。
- ⑬この財産について使用期間満了後、若しくは、許可を取り消したときは、当該財産を使用許可前の現状若しくは指定された状態に復旧すること。
- ⑭公共又は公共用に供するため許可を取り消された結果、損害が生じてもその補償はしないものとする。
- ⑮建物の防火については、防火管理者を1人選任し、最大の注意を払い火の始末に気をつけること。防犯は、戸締り等に努めること。

5. 募集条件

- ①令和7年度中に休憩所、売店、飲食店等として提供開始ができる事業者であること。
- ②契約期間
原則3年以上5年以内で提案してください。

③費用負担

費用負担は下記のとおりです。

費用負担の区分	大衡村	使用者
敷地内外の表示の変更（施設看板や道路標識等） ※1		○
契約期間満了後（契約解除を含む）の原状回復費用		○
村ホームページの表示変更	○	
応募及び契約締結に係る費用		○
施設の軽微な改修及び修繕 ※2	○	
光熱水費、清掃費等の施設維持費、使用に伴う修繕		○
火災保険料、消防設備点検費、電気点検料	○	

※1 敷地内外の表示の変更は、村や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行ってください。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め村や関係機関と協議の上、決定します。なお、屋外への看板設置については、宮城県屋外広告物条例等の関係法令を遵守するものとします。

※2 施設内の設備に対し、提供開始日までを期限とし、上限を20万円程度に改修及び修繕を行います。

④対象者

公共施設にふさわしく、コンプライアンスを遵守している事業者とします。

⑤その他

対象施設については、今後、料金の改定を行う場合があります。

5. 応募方法

(1) 申込（関心表明）期間

令和6年10月15日(火)から12月20日(金)までに持参又は郵送により、下記の書類を提出してください。持参の場合は、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付をします。郵送の場合は、期間内必着とします。

(2) 施設の内覧

施設の内覧期間は令和6年10月21日(月)から12月13日(金)までとします。内覧を希望される方は事前に都市建設課（022-341-8515）へご連絡ください。

(3) 提出書類

【個人の場合】

- ① 関心表明書
- ② 事業計画概要書

【法人の場合】

- ① 関心表明書
- ② 事業計画概要書

(4) 本申込

本申込については関心表明書を提出いただいた後、本申込に向けての協議を行うこととし、選定方法及び評価基準、本申込方法については別途通知します。

(5) 提出部数

正本1部を提出してください。

なお、提出された書類は返却しません。

(6) 提出場所

大衡村役場 都市建設課 都市計画係

〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地

電話：022-341-8515

FAX：022-345-4853

メール：toshiseibi@village.ohira.miyagi.jp